

亀山市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月9日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41031
- 3 路線名 北在家板屋線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 加太北在家字小出6089番1地先
 - (2) 終点 加太板屋字板屋5473番地内
- 5 重要な経過地 なし